

# 議案書

平成28年6月

第2回定例会

(後送分)

松山市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
承認 3	御手洗漁港物揚護岸の水路の損傷による海水流出事故の損害賠償額を和解により定める専決処分の承認を求めることについて		1
4	御手洗漁港物揚護岸の水路の損傷による工事車両事故の損害賠償額を和解により定める専決処分の承認を求めることについて		3

承認第3号

平成28年6月10日提出

松山市長 野志克仁

御手洗漁港物揚護岸の水路の損傷による海水流出事故の損害賠償額を和解により定める専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

専 決	損害賠償額	和解の条件	相手方	事故の概要
平成28年6月3日 専決第22号	1,826,780円	市から相手方に左記損害賠償金を支払い、今後この事件に関する事情が生じても、双方決して異議を申し立てない。	松山市泊町90番地3 株式会社興居島海参 代表取締役 濱田 正和	平成28年4月18日午前9時頃、松山市泊町91番地1において、御手洗漁港物揚護岸の水路が損傷し海水が流出したことにより、相手方の養殖池に損害(物損)を与えたものである。

(提案理由)

御手洗漁港物揚護岸の水路の損傷による海水流出事故について、損害賠償額を和解により定める専決処分をしたので、議会に報告し、その承認を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

承認第4号

平成28年6月10日提出

松山市長 野志克仁

御手洗漁港物揚護岸の水路の損傷による工事車両事故の損害賠償額を和解により定める専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

専 決	損害賠償額	和解の条件	相手方	事故の概要
平成28年6月3日 専決第23号	1,468,800円	市から相手方に左記損害賠償金を支払い、今後この事件に関する事情が生じても、双方決して異議を申し立てない。	愛媛県大洲市上須戒甲58番地1 有限会社八多浪クリーンセンター 代表取締役 大石・好美	平成28年4月27日午後2時頃、松山市泊町91番地2、91番地4において、御手洗漁港物揚護岸の水路が損傷し土砂が流出したことにより、相手方のショベルカーに損害(物損)を与えたものである。

(提案理由)

御手洗漁港物揚護岸の水路の損傷による工事車両事故について、損害賠償額を和解により定める専決処分をしたので、議会に報告し、その承認を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。